

3 職員の給与の状況

市職員の給与は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準拠して改定を実施しています。

＝人事院勧告とは＝

人事院が、国家公務員について、民間の水準に準拠した給与等の勤務条件を維持するために行う「勧告」のことをいい、公務員の労働基本権制約の代償措置として、通常毎年8月ごろ行われています。

(1) 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B(※)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成29年度の 人件費率
平成30年度	人 153,407	千円 46,639,340	千円 1,415,486	千円 7,329,192	% 15.7	% 14.4

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成30年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成30年度	人 809(53)	千円 2,909,855	千円 703,446	千円 1,199,257	千円 4,812,558	千円 5,949

※職員手当には退職手当および児童手当を含みません。

※()内は、再任用短時間勤務職員数であり、職員数には含まれない数です。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	平成30年
久喜市	96.9
全国市平均	99.1

＝ラスパイレス指数とは＝

一般的に地方公務員と国家公務員の給与水準の比較に用いられており、ここでは国家公務員の平均給料月額を100とした場合の市職員の平均給料月額を指数で示したものです。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.7歳	313,480円	393,618円
技能労務職	53.7歳	305,862円	346,500円

※平均給料月額は、職員の基本給の平均です。

※平均給与月額は、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の合計の平均です。

(5) 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		久喜市		国	
		初任給	2年後の給料額	初任給	2年後の給料額
一般行政職	大学卒	円 187,200	円 200,900	円 180,700	円 194,000
	高校卒	円 158,300	円 170,100	円 148,600	円 158,300
技能労務職	高校卒	円 150,700	円 161,400	円 146,000	円 155,500

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	円 266,986	円 317,504	円 355,861
	高校卒	円 237,900	円 269,333	円 322,578
技能労務職	高校卒	※該当者なし	※該当者なし	円 263,500

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

市給与条例の給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主任	係長	課長補佐	課長	副部長	部長	
職員数	人 164	人 156	人 126	人 71	人 52	人 24	人 13	人 606
構成比	% 27.1	% 25.7	% 20.8	% 11.7	% 8.6	% 4.0	% 2.1	% 100.0

※久喜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。また、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。なお、企業職、税務職、福祉職、技能労務職などを除いた数字です。

※構成比の合計が100%にならない場合があります。

(8) 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

① 行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	276	32.5	主事	184	276	32.5	主事級
				技師	13			
				保育士	45			
				保健師	12			
				栄養士	5			
				社会福祉士	4			
				教諭	8			
				課付	5			
				計	276			
				2級	主任の職務			
課付	3							
計	214							
3級	係長の職務	156	18.4	係長	60	156	18.4	係長級
				担当主査	79			
				主査	12			
				所長	1			
				分園長	1			
				副園長	1			
				副館長	1			
				課付	1			
				計	156			
				4級	課長補佐の職務			
副主幹	1							
所長	1							
園長	5							
館長	4							
副所長	4							
副園長	2							
副館長	2							
指導主事	13							
課付	2							
計	104							
5級	課長の職務	58	6.8			課長	32	58
				主幹	18			
				事務局長	1			
				室長	1			
				所長	1			
				館長	3			
				指導主事	2			
				計	58			
6級	副部長の職務	27	3.2	副部長	9	27	3.2	副部長級
				副支所長	3			
				会計管理者	1			
				事務局長	1			
				参事	12			
				指導主事	1			
				計	27			

7級	部長の職務	14	1.6	部長	8	14	1.6	部長級
				総合支所長	3			
				参与	1			
				事務局長	1			
				部付	1			
計	14							
合計		849	99.9					

※表中の割合の合計が100%にならない場合があります。

② 技能労務職給料表

区分	合計		内訳		職務上の段階		
	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
技能労務職員	26	100	業務員	3	26	100	技能労務職員
			自動車運転手	2			
			調理員兼業務員	2			
			土木作業員	8			
			自動車運転手兼業務員	1			
			自動車運転手兼調理員	3			
			調理員兼業務員	7			
			計	26			
合計		26	100				

※表中の割合の合計が100%にならない場合があります。

③ 企業職(1)給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	4	13.8	主事	4	4	13.8	主事級
2級	主任の職務	12	41.4	主任	12	12	41.4	主任級
3級	係長の職務	7	24.1	係長	2	7	24.1	係長級
				担当主査	4			
				主査	1			
				計	7			
4級	課長補佐の職務	2	6.9	課長補佐	3	2	6.9	課長補佐級
5級	課長の職務	2	6.9	課長	1	2	6.9	課長級
6級	副部長の職務	1	3.4	副部長	1	1	3.4	副部長級
7級	部長の職務	1	3.4	部長	1	1	3.4	部長級
合計		29	99.9					

※表中の割合の合計が100%にならない場合があります。

④ 市費負担教職員給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	市費負担教職員	1	100	教諭	1	1	100	市費負担教職員
合計		1	100					

※表中の割合の合計が100%にならない場合があります。

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

久喜市	国
平成30年度の1人当たり平均支給額 1,518千円	—
平成30年度支給割合 期末手当 2.600月分(1.45月分) 勤勉手当 1.850月分(0.90月分)	平成30年度支給割合 期末手当 2.600月分(1.45月分) 勤勉手当 1.850月分(0.90月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (平成31年4月1日現在)

区分	支給率				1人当たり 平均支給額	
	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額		
久喜市	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	6,687千円
	勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	20,888千円
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				—
国	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	—
	勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				

※久喜市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成30年度普通会計決算）

支給率（国基準の支給率）	6%（6%）
支給実績	185,623千円
支給職員1人当たり平均支給年額	230千円

④時間外勤務手当（平成30年度普通会計決算）

支給実績	231,225千円
支給職員1人当たり平均支給年額	380千円

⑤その他の手当（平成30年度普通会計決算）

手当名	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	81,522千円	260千円
住居手当	45,011千円	304千円
通勤手当	52,522千円	79千円
休日勤務手当	634千円	14千円
管理職手当	106,909千円	563千円
児童手当	44,410千円	216千円

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等	区分		支給割合	
給料	市長	957,000円	期末手当	市長	6月期	2. 225月分
	副市長	805,000円		副市長	12月期	2. 225月分
	教育長	737,000円		教育長	計	4. 450月分
報酬	議長	483,000円		議長	6月期	2. 225月分
	副議長	433,000円		副議長	12月期	2. 225月分
	議員	410,000円		議員	計	4. 450月分
退職手当	市長	[算定方式] 給料月額×勤続期間の月数×0.35×1.15		[支給時期] 任期満了(退職)時		
	副市長	[算定方式] 給料月額×勤続期間の月数×0.21×1.15		[支給時期] 任期満了(退職)時		
	教育長	[算定方式] 給料月額×勤続期間の月数×0.20×1.15		[支給時期] 任期満了(退職)時		

※期末手当の支給にあたり、市長を始めとした上記各特別職とも、20%の加算措置があります。

例：市長 957,000円×1.20×4.450=5,110,380円 (6月期、12月期とも基準日以前の6か月間在職している場合)